

平成31年千葉市教育委員会会議  
第1回定例会会議録

千葉市教育委員会

平成31年千葉市教育委員会会議第1回定例会会議録

日時 平成31年1月28日(月)

午後2時00分開会

午後3時00分閉会

場所 教 育 委 員 会 室

出席委員	教 育 長	磯野 和美
	委 員	和田 麻理
	委 員	小西 朱見
	委 員	千葉 雅昭
	委 員	藤川 大祐

出席職員

教 育 次 長	神崎 広史	保 健 体 育 課 課 長	古山 智和
教 育 総 務 部 長	布施 俊幸	教 育 セ ン タ ー 所 長	根本 厚
学 校 教 育 部 長	伊藤 裕志	養 護 教 育 セ ン タ ー 所 長	浅野 一久
生 涯 学 習 部 長	潮見 尚宏	生 涯 学 習 振 興 課 長	山田 利雄
中 央 図 書 館 長	小林 幹弘	文 化 財 課 長	稲葉 健一
総 務 課 長	國方 俊治	学 校 施 設 課 学 校 環 境 改 善 担 当 課 長	千葉 雅一
企 画 課 長	伊原 浩昭	教 育 職 員 課 教 職 員 担 当 課 長	山下 敦史
教 育 職 員 課 長	武 大介	保 健 体 育 課 学 校 給 食 担 当 課 長	森永 成
学 校 施 設 課 長	杉山 信弘	生 涯 学 習 振 興 課 放 課 後 子 ども 対 策 担 当 課 長	君塚 常行
学 事 課 長	御園生博文	文 化 財 課 特 別 史 跡 推 進 担 当 課 長	滝田 希成
教 育 指 導 課 長	中嶋のり子	総 務 課 総 括 主 幹	石井美代子
教 育 支 援 課 長	福本 順	総 務 課 課 長 補 佐	大須賀隆之

書 記	総務課総務班主査	高桑 太綱	総務課主査補	今井 純子
	総務課経理班主査	大友 美嗣	総務課主事	西山 理沙

- 1 開会  
磯野教育長より開会を宣言
- 2 会議の成立  
過半数の委員の出席により会議成立
- 3 会議録署名人の指名  
磯野教育長より千葉委員を指名
- 4 会期の決定  
平成31年1月28日（1日間）ということで全委員異議なく決定
- 5 会議録の承認  
平成30年第11回定例会会議録を全委員異議なく承認
- 6 議事日程の決定  
議事日程を全委員異議なく決定
- 7 非公開審議の決定  
議案第1号から第5号まで及び報告第2号を非公開審議とする旨決定
- 8 議事の概要
  - (1) 報告事項  
報告事項(1) 再任用校長の導入・配置について  
山下教育職員課教職員担当課長より報告があった。  
報告事項(2) 平成31年度千葉市立高等特別支援学校の入学者選考について  
福本教育支援課長より報告があった。
  - (2) 議決事項  
議案第1号 平成30年度補正予算について  
伊原企画課長、杉山学校施設課長、御園生学事課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。  
議案第2号 平成31年度当初予算について  
國方総務課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。  
議案第3号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について  
武教育職員課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。  
議案第4号 千葉市生涯学習センター設置管理条例等の一部改正について  
山田生涯学習振興課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第5号 千葉市公民館設置管理条例の一部改正について

山田生涯学習振興課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

(3) 臨時代理報告

報告第1号 「学校における働き方改革プラン」の策定について

武教育職員課長より報告があった。

報告第2号 職員の処分について

教育職員課長より報告があった。

(4) 発言の要旨

報告事項(1) 再任用校長の導入・配置について

磯野教育長 報告事項(1) 再任用校長の導入・配置について、教職員課担当課長、説明をお願いします。

山下教職員担当課長 再任用校長の導入・配置についてご報告いたします。

資料1 ページをご覧ください。

再任用校長の導入を行うことになった経緯でございますが、平成30年度より3年間で約150名の校長が退職します。大量退職の時期を迎え、経験豊かな校長が減る現状でございます。

そこで、学校を管理運営する上での知識や方策の伝達を円滑に行い、本市学校教育の安定的な運営を図るために導入することといたしました。

2の配置時期でございますが、平成31年の4月からです。

3につきまして、配置人数は若干名を予定しております。

任用期間につきましては1年です。平成32年4月1日以降の再任用の実施及び人数については、31年度導入による効果と課題について総合的に判断し、決定してまいります。

職務については、現行校長の職務と同じでございます。給与につきましては、再任用職員の給与体系が適用されます。

4の選考についてです。

本年度退職する校長の中で、再任用の校長を希望する者から、総合的に判断して選考します。毎年行っている人事考課、年3回の教育長、部長の面接、学校訪問からの経営状況、そして研修歴、分掌歴も十分考慮して選考してまいりたいと思います。

5の配置校につきましては、千葉市の小・中・特別支援学校の中から、適性或専門性などを考慮して決定していきたいと思っております。

以上でございます。

磯野教育長 では審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。  
藤川委員。

藤川委員 ご説明ありがとうございます。

今後、管理職の人手不足といいたいでしょうか、人材不足が懸念される中で、こういった措置を導入することについて、基本的に賛成でございます。

幾つか伺いたいののですが、まずは、この資料では、特に根拠となる規則等が記されていないのですが、これは一般的な千葉市の職員の再任用に係る条例か何か根拠となっていて、この措置のために、新たに何らかの規則等をつくられたわけではないのかどうかというのを伺いたいです。

磯野教育長 教育職員課担当課長。

山下教職員担当課長 本市では、平成13年度に条例規則で再任用制度を定めています。ですから、新たに規則等を変更する必要はございません。

藤川委員 では、これは、この再任用校長を導入するにしても、特段新しい規則を設けたわけではないということですね。

任期は恐らく、今回1年間ということなのでしょうが、今後も1年間を任期としてずっと取り組みを続けていくということなのか。2年目以降はどうなるのかとか、そういった見通しを伺えますでしょうか。

山下教職員担当課長 基本的には、他の再任用職員と同様に1年の任期となります。

なお、退職者数の数によって、採用者数、及び年数を弾力的に検討してまいりたいと思います。制度的には、最高65歳までは再任用が可能ではあります。配置を変えた場合について1年の任期ですが、継続での勤務もあり得ます。配置の学校も含めて検討してまいりたいと思います。

以上です。

磯野教育長 藤川委員。

藤川委員 すみません。あとは意見でございますが、今回、こういう取り組みを始めていただいて、状況を見ていただいた上で、できるだけ柔軟に、かつ有効な運用をお願いしたいと思います。例えば、今回は校長先生だけが対象になっていると思います。副校長は余りいないのかもしれませんが、教頭も人材難が予想されますので、場合によっては教頭に拡大するとか、あるいは年度途中で校長が欠けた場合の補充で苦勞されている場合などもあると思いますので、柔軟に適用して、年度途中で校長が欠けた場合の、

その補充にも退職者をどこに入れるかなど、さまざまところでうまく、有効に活用していただければありがたいなと思います。よろしく願いいたします。

磯野教育長 何かありますか。

教育職員課担当課長。

山下教職員担当課長 貴重なご意見ありがとうございます。前向きに検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

磯野教育長 そのほか、どうでしょうか。

和田委員。

和田委員 1点伺いたいのですが、再任用校長の職務というところで、定年前の校長と同一とありますけれども、これは、校内はもちろんだと思いますが、校長は対外的なこともいろいろされていると思います。そういうことに関しても、定年前と同一と解釈してよろしいでしょうか。

山下教職員担当課長 今、和田委員おっしゃったとおりでございます。全て含めて同じ職務でございます。

和田委員 はい、わかりました。

磯野教育長 よろしいですか。

和田委員 はい。

磯野教育長 そのほか、どうでしょうか。よろしいですか。

報告事項(2) 平成31年度千葉市立高等特別支援学校の入学者選考について

磯野教育長 では、次に、報告事項(2)平成31年度千葉市立高等特別支援学校の入学者選考について、教育支援課長、ご説明をお願いします。

福本教育支援課長 平成31年度千葉市立高等特別支援学校の入学者選考について。資料は3ページをご覧ください。

昨年12月3日月曜日から5日水曜日まで出願受付を行い、その後12月12日水曜日から14日金曜日までの志願変更期間を経て、入学志願者数等が確定いたしました。

1にありますように、募集定員32名に対しまして、志願者数43名、倍率は1.344倍となっております。男女別の志願者数につきましてはご覧ください。

2、検査については、県立の高等特別支援学校の入学選考検査と同一日程で実施いたしました。具体的には、平成31年1月15日火曜日及び16日水曜日に入学者選考検査を実施し、平成3

1年1月23日水曜日に入學許可候補者として、男子22名、女子10名の32名を発表いたしました。なお、当日は1名欠席でしたので、実質の倍率は1.313倍となりました。

入學者選考の検査の内容は、2-2、検査の内容、3、選考方法にありますように、作業能力検査、学力検査、運動能力検査、面接を実施し、志願者の適性、意欲等を総合的に判定しています。

なお、入學許可候補者数につきましては、千葉市教育委員会教育支援課のホームページにも掲載しております。

説明は以上でございます。

磯野教育長 ありがとうございます。

では審議に移りますが、質問等を含め、何かございますか。  
よろしいですか。

報告第1号 「学校における働き方改革プラン」の策定について

磯野教育長 それでは、教育委員会が教育長をして臨時に代理させ、処理した事項にかかわる報告をお願いいたします。

報告第1号「「学校における働き方改革プラン」の策定について」、教育職員課長、説明をお願いします。

武教育職員課長 報告第1号「「学校における働き方改革プラン」について」、ご説明をいたします。

資料は、29ページ、参考資料は1ページ、A3判の資料となっております。

学校における働き方改革プランの策定につきまして、千葉市教育委員会組織規則第9条第1項の規定に基づき臨時代理により処理をいたしましたので、同条第2項の規定に基づきご報告するものでございます。

去る12月の教育委員協議会におきまして、概要版につきましてご説明させていただき、ご意見をいただきました。それらを反映させた改革プラン本体を1月24日に策定、同日市長記者会見にて公表をいたしました。

本来議案としてご審議いただく案件ではございますが、臨時代理により処理をいたしました。

プラン本体の構成ですが、31ページの目次をご覧ください。まずプラン策定の趣旨、それから、長時間勤務の実態等をお示しました後、プランの目標、対策としての取り組み方針と具体的な取り組みと、それから参考資料という形になっております。

目標につきましては、36ページになります。数値目標といたしまして、平均残業時間数を月に10時間以上削減する。それから、月平均45時間を超える職員の人数の割合を3割削減して将来的には0にしていこうという目標になっております。

なお、目標達成に向けての合い言葉といたしまして、「すすめよう30・10運動」という、毎日平均30分早く帰ることによって、月平均10時間以上の在校時間数削減を目指そうというような合い言葉を用いています。

12月にご説明をいたしました目標の際、月平均の削除時間目標を10時間とご説明していましたが、藤川委員から、学校種別の目標を設定したほうがいいのではというご意見をいただき、また、そのいろいろな取り組み方針で37ページ以降に載っておりますけれども、全方針に該当するもののほか、特に部活動につきましては、中学校において、効果が見込まれるということで、全体の目標としては10時間以上という目標設定にしております。ただ、この30・10という、合言葉として、10時間、10という数字は、そのまま残しています。

それから、プランの中身を職員にも理解してもらうことを目的にわかりやすい内容にするため、課題、目標だけではなく、トピックスなども掲載してございます。

それから、先ほど申しあげました中学校の部活動の削減目標等の考え方につきましては、44ページに参考1として載っておりますので、ぜひご確認をいただければと思います。

本プランの運用は、2019年4月からとなりまして、その目標年度が2019年度から2021年度までの3カ年となっております。今回、1月に策定しましたプランでございますが、この取り組み内容につきましては、既に開始しているものもございます。また、順次具体化できたものは、どんどん組み込んで、ブラッシュアップしていくことを考えておりますので、プランそのものは、今回初めて策定し、目標は3カ年で設定しておりますけれども、毎年度改定することを予定しております。

説明は以上になります。

磯野教育長 では、審議に移りますが、質問等を含め、何かございますか。  
和田委員。

和田委員 ご説明ありがとうございました。  
これからこのプランを進めていく上で大事になってくるのは、



地域とか保護者の方の理解を得るとのことだと思います。

学校から発信するというのは、多分、先生方は楽をしているのではないかと受け取られるのではないかとというおそれがあって、なかなかできないと思うのですが、通し番号の42ページにもありますように、保護者や地域への啓発、教育だよりや教育委員会のホームページを活用するとありますけれども、これだけでは少し不十分ではないのかなと思います。

例えば、PTAであるとか、それから地域活動を行っている育成委員会とか、子ども会とか、いろいろな団体がありますので、市長部局とも協力し合って、そういうところで、このプランの意義と、それから子どもたちへの効果といったことを丁寧に説明していただきたいなと思います。

細かく言えば、それこそ本当に、それぞれの学校の保護者会の総会などにも行って、教育委員会が説明するぐらいの意気込みであっていいのではないかなと思うくらいであります。どうぞ、よろしく願いいたします。

磯野教育長 教育職員課長。

武教育職員課長 当然、このプランを広報等で周知すれば終わりとは考えておりません。PTA、育成委員会といった地域の団体など、さまざまな団体さんとの接点を通じて、いろいろな形で、周知を図ってまいりたいと考えております。このプランが実効性をより伴うためには、保護者や地域の方の理解が必要だと思いますので、そういった説明についても、これから行っていきたいと思っております。

和田委員 よろしく願いします。

磯野教育長 そのほか、どうでしょう。

藤川委員。

藤川委員 ご説明ありがとうございました。

目標の設定のことについては承知いたしました。

このプランについては、定期的に見直しを図っていくところが重要だと思います。その意味では、資料の43ページにあるチーム学校推進委員会で方針決定というのが重要で、基本的にチーム学校推進委員会で見直しをしていくということになるのだと思うのですが、ぜひ教育委員会会議においても、1年に1回程度、状況をご報告いただいて、必要があれば方針等を修正するということについても、柔軟にご検討いただきたいなと思います。

特に、今、中教審でも議論がかなり深まっているようで、また新たな答申等が出てくるわけですね。それ以外にも、社会状況の変化とか、さまざまなことが起こり得ますので、ぜひ、定期的に見直すということをやうまく仕組みに組み込んでいただいて、柔軟に対応ができるようお願いしたい。よろしく申し上げます。

磯野教育長 教育職員課長。

武教育職員課長 先ほど説明しましたが、一応、プランとしては年度ごとに、年度末か年度当初に改訂版を出すことになるかと思うのですが、けれども、おっしゃるとおり、国の通知等の内容によっては、プランを見直ししなければいけない場合もあるかと思えます。そのような状況も含め、教育委員のみなさんには、定期的にご報告させていただきたいと思っています。

藤川委員 よろしく申し上げます。

磯野教育長 そのほか、どうでしょうか。よろしいですか。

では、次に議案第1号から議案第5号まで及び報告第2号に係る審議に移りますが、以降の審議につきましては非公開となりますので、傍聴人の方は退出をお願いいたします。

(傍聴人等、退出)

議案第1号 平成30年度補正予算について

磯野教育長 では、改めて審議を再開します。

議案第1号「平成30年度補正予算について」、企画課長、説明をお願いします。

伊原企画課長 では、ご説明します。

教育みらい夢基金積立金、30年度補正予算について、ご説明いたします。

補正理由でございますが、千葉市教育みらい夢基金への寄附金を積み立てるといふものでございます。

2、補正予算額でございますが、339万8,000円を予定しています。

3、補正予算の内容でございます。寄附金としまして、平成30年12月19日現在、8件、327万8,000円の寄附が集まっております。これに平成30年12月20日から3月までの見込みを12万円といたしまして、今回の補正予算額となっております。

以上でございます。

磯野教育長 続いて学校施設課長、説明をお願いします。

杉山学校施設課長 学校施設課でございます。

学校施設の環境整備に係る国の補正予算への対応等について、ご説明します。

資料7ページをお願いいたします。

まず、1の国の平成30年度補正予算への対応についてです。

(1)補正理由ですが、平成31年度に予定していた学校施設の環境整備の一部につきまして、事業の迅速かつ円滑な実施を図るため、国の平成30年度補正予算を活用して予算措置を前倒しするものでございます。

補正予算額は33億3,000万円。財源は記載のとおりでございます。

内訳ですが、表に記載のとおり、小学校4校の外壁改修、小学校9校、中学校5校のトイレ改修、小学校50校、中学校12校の冷暖房設備設置の各工事でございます。

なお、いずれの事業につきましても、工事完了が翌年度以降となりますことから、表の1の事業については全額繰越明許費をあわせて設定し、表の2、3の継続事業につきましては、全額逡次繰り越しするものでございます。

次ページをお願いいたします。

2の継続費の設定についてですが、小・中学校への冷暖房設備設置につきましては、事業期間が複数年度に及ぶため、継続費を設定するものでございます。各事業費及び年度割額は記載のとおりでございます。

学校施設課は以上です。

磯野教育長 続いて学事課長、説明をお願いします。

御園生学事課長 学事課でございます。よろしく申し上げます。

補正予算についてご説明します。

資料の9ページをお願いします。

1、補正理由ですが、市立小・中学校に就学する児童生徒が安心して教育を受けられるよう、経済的理由でお困りの保護者に学用品費等の就学援助を行っておりますが、このうち、新入学児童生徒に対し、就学準備として入学前の3月に入学準備金を支給します。

支給単価は、文部科学省の新入学児童生徒学用品費等の単価に

準じておりますが、昨年12月27日付通知により、単価の1万円増案が示されたため、平成31年4月入学予定者への入学準備金より単価を増額して3月支給するために、中学校入学準備金の補正予算を計上するものでございます。

2、補正予算額ですが、765万7,000円で、財源は全額一般財源でございます。

3、補正予算の内容でございますが、年度当初の小学6年生の認定予定者604人と、被災2人の増額分及び、追加認定者見込み26人分の中学校入学準備金について、所要額の補正をお願いするものでございます。

4、今後の予定ですが、平成31年3月7日に中学校入学準備金を小学6年生の認定者へ現在の単価で支給した後に、3月下旬に増額分を追加支給する予定でございます。

5、参考として、小学校入学準備金についてですが、中学校入学準備金と同様に単価を1万円増額して支給する予定で、本年度予算にて対応してまいります。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

磯野教育長 ありがとうございます。

では、審議に移りますが、質問等含め、何かありましたらお願いいたします。

和田委員。

和田委員 すみません、本筋と関係のないことになってしまうのですが、教育みらい夢基金の寄附について、寄附件数が8件とありますけれども、これは大口が8件あって、327万円になったということなのでしょうか。

磯野教育長 企画課長。

伊原企画課長 8件というのは、1件が1回の寄附を示しております。大口の寄附もありますが、そうでない寄附もご協力いただいています。全体で327万8,000円ですので、平均しますと、1件が41万円ということになります。昨年は17件ありまして、1件の平均が38万円ということになっております。年によって、1件の平均額がいろいろ変わりますが、おおむね例年並みと考えております。

和田委員 募金箱を置いてみたりとかそのようなこともされていますよね。

伊原企画課長 はい。

和田委員 その募金箱の件数というのは、どのようにカウントされるんですか。

磯野教育長 企画課長。

伊原企画課長 本年度、若葉文化ホールでのイベントの際に寄附金のための募金箱を設置させていただいております。募金箱での件数が把握できないものですから、年に2回収することとし、1回の回収を1件としております。

第1回目のときは、募金箱に入っていたのは約1万7,000円となっています。これは1件1万7,000円として数えております。現在は第2回目を継続しています。

和田委員 わかりました。ありがとうございます。

磯野教育長 そのほか、どうでしょうか。

千葉委員。

千葉委員 7ページですけれども、補正予算の中の2番の学校施設の環境整備、のトイレの改修工事のところ、昨年度と今年度、オリパラ課と一緒させていただいて、中学校を14校ぐらい回らせていただいたのですが、ほぼほぼ僕が使える、入れるようなトイレはない。公立のところはないのが当たり前のように感じてしまっていて、もしこういう改修工事のときに、多目的トイレとか誰でもトイレとかというのは計画の中にあるのか。それと、むしろこれから学校公開なんかでいろいろ保護者の方などがいらっしやると思います。その際には、そういうトイレがあったほうが使いやすいと思うので、もし計画にないのであれば、そういうものをそこに組み込んでいただきたいなと思いました。

磯野教育長 学校施設課長。

杉山学校施設課長 トイレ改修工事や大規模改造工事の際には、多目的トイレも設置してまいります。また、段差の解消などのバリアフリー対策も一緒に行っていく予定でございます。

千葉委員 ありがとうございます。

磯野教育長 そのほか、どうでしょうか。よろしいですか。

ご質問がないようですので、議案第1号「平成30年度補正予算について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

## 議案第2号 平成31年度当初予算について

磯野教育長 議案第2号「平成31年度当初予算について」、総務課長、説明をお願いします。

総務課長。

國方総務課長 議案第2号「平成31年度当初予算について」、ご説明いたします。

議案書11ページをお願いいたします。

平成31年度当初予算について、市長に意見を申し出ることにつきまして、千葉市教育委員会組織規則第8条第6号の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

12ページをお願いいたします。31年度当初予算の概要でございます。

中ほどの表の31年度の列、上から順にご覧になっていただければと思います。本市の当初予算、一般会計は総額4,610億円、うち教育費は707億5,500万円、一般会計予算における教育費の占める割合は15.4%となります。

教育費の前年度比較は、予算額で43億8,400万円、増減率でいいますと6.6%の増となります。

これは、小・中学校の普通教室へのエアコン設置工事の実施などに伴い、学校施設環境に係る経費が増額となるほか、千城台地区の小学校統合に伴う大規模改造に係る経費が増額となることが主な要因でございます。

なお、表の下に記載してございますが、国の補正予算による前倒し実施分を含みますと、構成比は16.1%になりますということを表しております。

それでは、予算案の主な事業をご説明いたします。

13ページをご覧ください。まずは教育総務部でございます。

2段目の「オリンピック・パラリンピック教育の推進」です。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、多様性理解の力を育む教育を推進するため、教材作成やパラスポーツの実施などの取組みを行うものでございます。

次の「学校施設の環境整備」につきましては、学校施設の計画的な保全改修を行うとともに、普通教室へのエアコン設置など、時代の要求水準に沿った施設環境・機能を改善するための質的整備を行うものでございます。

14ページをお願いいたします。

「適正配置改修」につきましては、学校適正配置により統合する千城台地区の小学校について、大規模改造工事等を行うものでございます。

15ページをお願いいたします。学校教育部になります。

一番上の「不登校児童生徒の学習支援とフリースクールとの連携」につきましては、フリースクールに通う不登校児童生徒に対し、インターネットを活用した学習支援を行うものでございます。

下から2つ目、「帰国・外国人児童生徒教育の充実」につきましては、帰国・外国人児童生徒の日本語習得を支援するため、外国人児童生徒指導協力員の配置を拡充するとともに、日本語指導通級教室を増設するものでございます。

次の「基礎学力の定着に向けた学習支援」につきましては、基礎学力の確実な定着を目指し、学力に課題のある児童を対象とし、長期休業中や放課後に学習支援を行うものでございます。

16ページをお願いいたします。

一番下の「スクールカウンセラー活用」につきましては、小学校・特別支援学校へのスクールカウンセラー全校配置に拡充するなど、教育相談体制の充実に努めるものでございます。

17ページをお願いします。

下から2つ目、「小学校の水泳学習における民間スイミングスクールの活用」につきましては、民間のスイミングスクールを活用して水泳の授業を実施し、児童の泳力の向上、教員の負担軽減及び学校プール施設の維持管理費用削減等の効果を検証するものでございます。

18ページをお願いいたします。

1番目の「学校給食運営」につきましては、食材価格が上昇していることなどから、本年4月から小学校、中学校、高等特別支援学校の給食費の改定を行うものでございます。1食当たりの給食費変更額は記載のとおりとなります。

19ページ、生涯学習部でございます。

1番目の「放課後子ども教室推進」につきましては、放課後子ども教室と子どもルームとの一体型モデル事業を5校拡大し、各区1校で実施するものでございます。

20ページをお願いいたします。

「加曽利貝塚の魅力向上」につきましては、本年2月に策定する「特別史跡加曽利貝塚グランドデザイン」に基づいた短期的な

史跡の環境整備を進めるとともに、新博物館の整備基本計画の策定などを実施するものでございます。

次の「博物館管理運営」につきましては、郷土博物館において、2026年の千葉開府900年に向け、千葉氏研究や特別展などの魅力あるイベントを展開するため、新たに専門職員1名を配置するほか、情報発信の強化を図るものでございます。

最後に21ページをお願いいたします。

1番目の「新たな図書館計画の策定」につきましては、地域の実情に応じた特長のある図書館づくり、持続的に発展する図書館づくりを総合的に進めていくため、新たな図書館計画を策定するものでございます。

以上、主な事業の説明となりましたが、教育委員会所管の平成31年度当初予算案でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

以上でございます。

磯野教育長 では審議に移りますが、質問等を含め、何かございますか。

藤川委員。

藤川委員 2点伺いたいと思います。ご説明ありがとうございます。

1点目はスクールソーシャルワーカー活用についてでございます。6から8に増員ということで、恐らくさまざまな課題があるのだろうとは思いますが、どんな課題があるから2名増やす必要があるのかということ、多分検討されていると思いますので、もう少し具体的に増員の必要性をどのように説明されているのか、伺えればと思います。

もう一点は、その2つ下の保健体育課のところのスイミングスクールのところですが、民間のスイミングスクールの活用というのは非常におもしろいアイデアで、可能性があるとは思いますが、少なくとも経費の面ではなかなか大変なところがあるのではないかと思います。

実際、この予算案でもそれなりの予算になっていて、これをどのように回していくかというのは、なかなか容易ではないのかなと思うのですが、今のところ、このスイミングスクールの活用について、経費が、より多くの学校で利用可能なところまで割安にできるという見通しがどのくらいあるのかについて、現状をもう少し教えていただけるとありがたいです。

いずれにしても、それぞれ議会等でも議論になるかもしれませ



るので、よろしくお願ひします。

磯野教育長 教育支援課長。

福本教育支援課長 スクールソーシャルワーカーの増員でございますが、平成28年度ソーシャルワーカーを派遣した事案が89件、29年度が102件、今年度の12月末現在で94件になっておりますので、年々対応事案が増えているということから増員を考えました。

また、解消率も少し下がっております。事案が困難になっているために、必要な人員を要望するものでございます。

藤川委員 ありがとうございます。

磯野教育長 次に保健体育課長。

古山保健体育課長 水泳学習において民間スイミングスクールを活用する事業で、小学校2校で計画しています。

この予算は全額が委託料になっております。学校のプールは維持管理費だけでも、1校当たり150万円程度かかると試算されています。そういうことなど踏まえまして、民間に委託したほうが経費としてはかからないと考えられます。

藤川委員 わかりました。ありがとうございます。

磯野教育長 よろしいですか。

ほかにはどうでしょうか。

小西委員。

小西委員 ご説明ありがとうございます。

15ページの一番下の基礎学力定着に向けた学習支援、新規のところですが、これは誰を対象に、どなたが指導するということなのか、もう少し詳しいところを教えてくださいませんか。

磯野教育長 教育指導課長。

中嶋教育指導課長 今現在、NPO法人に委託し、若葉区の学校での実施について検討を進めています。1つは、長期休業中に5日間程度での実施。もう一つは放課後子ども教室の特別版という形での実施を検討しているところです。

対象者は、長期休業時の実施については、小学校の五、六年生希望者。放課後実施については、放課後子ども教室に参加を希望しているすべての子どもたちです。

希望者としていますが、学校からも、学力面を考慮しながら参加への声かけをしてまいります。

以上です。

小西委員 これは、今は若葉区中心かと思うのですが、全市に広げていこうというスタンスでやられているのでしょうか。

磯野教育長 教育指導課長。

中嶋教育指導課長 まずは、若葉区で実施し、効果を検証いたしまして、順次拡大するかどうかも含めて検討してまいります。

小西委員 ありがとうございます。

磯野教育長 よろしいですか。ほかに。

和田委員。

和田委員 すみません。1点教えていただきたいのですが、16ページのスクールカウンセラーについてなのですが、小学校全校配置ということで、大分安心感が出てくるかなと思います。

これは、常駐ということではないと思うので、1人の方が何校かエリアを持ってということになると思うのですが、今いる人数よりも、また人数を増やしていくということでしょうか。それとも、一人一人がもっと多くの学校を持っていくようになるということなのでしょうか。

磯野教育長 人数と時間を示していただくような。

教育支援課長。

福本教育支援課長 実際には増員予定でございます。今までの拠点巡回方式から各学校へ定期的に配置するような形をとりたいと思います。

今、本課で考えているのは、年間105時間の時間を予定してございます。

人数、中学校区のカウンセラーが小学校まで見るのが一番理想的と考えておりますが、カウンセラーさんの勤務時間等も踏まえて、現在、担当する子と担当する学校等、数を算出して決定していきたいと考えております。

和田委員 はい、わかりました。

それと、そのスクールカウンセラーの方が持つ資格というところで、公認心理師、臨床心理士ということが挙げられていますけれども、これは必ず持っていなければいけないということではないのでしょうか。

磯野教育長 教育支援課長。

福本教育支援課長 本市で採用する募集要項には、有資格者及び臨床に関する経験がある方を準ずる者として採用しております。

和田委員 わかりました。ありがとうございます。

磯野教育長 よろしいですか。

では、ご質問ないようですので、議案第2号「平成31年度当初予算について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第3号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について

磯野教育長 議案第3号「特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、教育職員課長、説明をお願いします。

武教育職員課長 議案第3号「特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、ご説明いたします。

資料は23ページ、参考資料は3ページをお願いいたします。参考資料をもとに説明をさせていただきます。

1の改正の趣旨ですが、本市の財政状況を踏まえ、教育長の給料等について減免措置を継続するため、条例の一部を改正するように市長に申し出ることについて、千葉市教育委員会組織規則第8条第6号の規定により、議決を求めるものです。

具体的な内容につきましては、2の内容にありますように、平成31年3月31日までとされていた給料等の減額措置について、平成31年4月1日から平成32年3月31日まで継続することといたします。

減額措置の内容につきましては、現行の減額措置と同様に、給料を7%、期末手当を5%、退職手当を5%減額するものでございます。

3の施行期日は、平成31年4月1日からといたします。

説明は以上です。

磯野教育長 何かございますか。

よろしいですか。

ご質問もないようですので、議案第3号「特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第4号 千葉市生涯学習センター設置管理条例等の一部改正について

磯野教育長 次に、議案第4号「千葉市生涯学習センター設置管理条例等の一部改正について」、生涯学習振興課長、説明をお願いします。

山田生涯学習振興課長 生涯学習振興課でございます。

議案書では25ページになります。参考資料の7ページに新旧対照表のほうを掲載しておりますので、あわせてご覧いただきたいと思っております。

初めに、改正の趣旨でございますが、議案書の26ページの議案説明欄に記載のとおり、消費税法及び地方消費税法の一部改正により、本年10月1日から消費税率が8%から10%に改定となることに伴いまして、利用料等を改定するため、条例の一部を改正するよう市長に申し出ることについて議決を求めるものでございます。

25ページにお戻りいただきまして、利用料が改定となる施設でございますが、25ページの第1条の生涯学習センター、それから、第2条の科学館、こちらの2施設でございます。

具体的な利用料金につきましては、参考資料の7ページ及び8ページの新旧対照表に記載のとおりでございます。

積算方法は、改正前の料金に108分の110を乗じて得た金額で、10円未満は切り捨てとなっております。

施行期日は、公布の日からとなりますが、平成31年10月1日以降の利用について適用となります。

説明は以上でございます。

磯野教育長 では、審議に移りますが、質問等を含め、何かございますか。よろしいですか。

ご質問もないようですので、議案第4号「千葉市生涯学習センター設置管理条例等の一部改正について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第5号 千葉市公民館設置管理条例の一部改正について

磯野教育長 次に、議案第5号「千葉市公民館設置管理条例の一部改正について」、生涯学習振興課長、説明をお願いします。

山田生涯学習振興課長 議案第5号「千葉市公民館設置管理条例の一部改正について」、ご説明させていただきます。

議案書は27ページでございますが、参考資料で説明をさせていただきます。参考資料の9ページをお願いします。

初めに、改正の趣旨でございますが、平成31年4月1日から公民館の使用の制限を緩和するとともに、平成31年10月1日の消費税率の引き上げに伴い、使用料の額を改定するため、条例の一部を改正するものでございます。

2の改正の理由でございますが、(1)公民館の使用制限の緩和のア、政治的利用についてでございますが、現在、社会教育法及び条例の規定によりまして、政治的利用につきましては公民館の使用の制限がされておりますが、公民館は、多様な学習機会の確保が求められていることから、社会教育法で禁じられた行為を除き公民館の使用を認めるよう、使用制限を緩和するものでございます。

次に、イの所管区域についてでございますが、活動団体の構成員の居住地が事実上広域化しており、学習活動の活発化を促進するため、所管区域内の住民でなければならないとする制限を廃止するものでございます。

ただし、公民館は学びを通じた地域の拠点施設であることから、所管区域自体は引き続き存置いたします。

なお、社会教育委員会議で審議の結果、これらの使用制限を緩和することは適当であるという旨の答申を受けております。

次に、(2)の使用料の改定でございますが、市外住民が負担する使用料について、本年10月1日の消費税率の引き上げに伴い、使用料の額を改定するものでございます。

3の改正の内容についてでございますが、初めに(1)のア、政治的利用でございます。こちら表に記載のとおり、政党等による不特定多数の市民を対象とした政治報告会等の使用を認めるよう改正をいたします。

10ページをお願いいたします。

イの所管区域でございますが、公民館を使用しようとする者は、公民館の所管区域内の住民でなければならないという規定を削除いたします。

次に、(2)の使用料の改定額でございますが、具体的な金額は表に記載のとおりでございます。こちら、改正前の料金に108分の110を乗じて、10円未満を切り捨てた額となっております。なお、本市の住民は無料でございます。

4の施行期日でございますが、使用制限の緩和は平成31年4月1日、使用料の改定につきましては公布の日でございますが、本年10月1日以後の使用に適用となります。

11ページから12ページは条例の新旧対照表になっております。

説明は以上でございます。

磯野教育長 ありがとうございます。

では、審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。よろしいですか。

ご質問がないようですので、議案第5号「千葉市公民館設置管理条例の一部改正について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

次に、報告第2号に係る審議に移りますが、以降の審議につきましては、あらかじめ指定した職員を除き、それ以外の職員は、退出をお願いします。

(あらかじめ指定した者以外の事務局職員、退出)

#### 報告第2号 職員の処分について

教 育 長 では、改めて審議を再開します。

報告第2号「職員の処分について」、教育職員課長、説明をお願いします。

教育職員課長 報告第2号「職員の処分について」、ご説明いたします。

本処分につきまして、千葉市教育委員会組織規則第9条第1項の規定に基づき、教育長の臨時代理による処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき報告をいたします。

事案は、市長部局における生活保護費の着服事件に関する職員の処分でございます。

事件の概要、事案の概要ですが、4の処分理由にありますとおり、平成29年、被処分者が中央区役所●●●●に在籍していた当時、部下職員が生活保護受給者に支給する生活保護費を着服したもので、班の所管業務を監督する立場にありながら、これを怠ったものです。

事件後に人事異動により、教育委員会の職員となっていた職員

の処分であるため、市長部局において処分量定及び理由を判断し、本年1月8日に市長から処分の通知がございました。

これを受け、本来ですと、職員の身分にかかわる事柄でございますので、教育委員会会議で議決をいただくところでございますが、市長部局の処分日に合わせる必要があることから、サービス管理委員会の各委員と協議を行い、臨時代理により、翌1月9日に処分を実施したものであります。

被処分者の職及び氏名は、●●●●、●●●●です。事件当時の所属、職場、中央区役所●●●●の主査でしたが、事件後の人事異動により現所属となっております。

処分内容は戒告。処分年月日は平成31年1月8日です。

説明は以上です。

教 育 長 では、審議に移りますが、質問等含め何かございますか。  
よろしいですか。

## 9 その他

- (1) 第2回定例会は、事務局において日程を調整の上、開催日を決定することとした。

## 10 閉会

磯野教育長より閉会を宣言